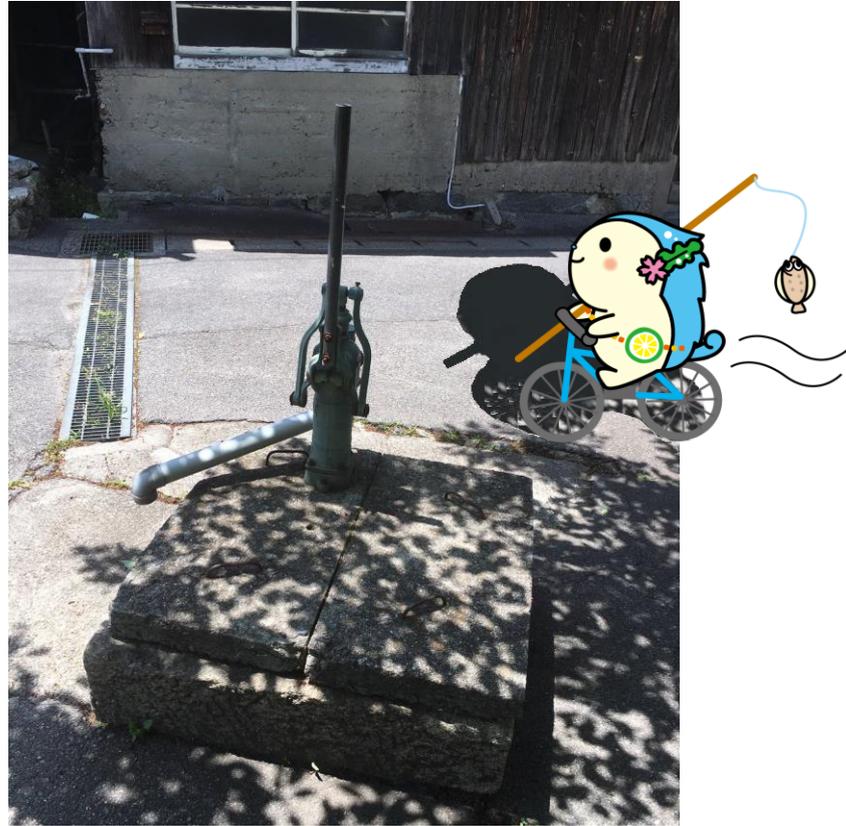


# 上島町「災害時協力井戸」活用マニュアル



## 目次

- ① 「災害時協力井戸」について
- ② 登録の流れ
- ③ 登録の注意点
- ④ 災害時に「災害時協力井戸」を活用するにあたり

みんなによく読んで欲しいりん byカおりん

## ① 「災害時協力井戸」について



地震をはじめ大規模な災害時には、水道が使えずトイレや清掃といった生活用水(雑用水)が不足する事態が想定されます。そこで上島町では、災害時などに井戸水を生活用水として無償で提供していただける井戸を「災害時協力井戸」として登録しています。**飲用水としてではありません。**

所有者名(管理者名)や所在地といった情報は、広報誌や上島町のHPに掲載し、公表する場合があります。

## ② 登録の流れ



- 1 「災害時協力井戸」活用マニュアルの内容をよく確認の上、登録の検討をする。
- 2 上島町役場総務課危機管理室に問い合わせる(申出書を送付します)。
- 3 申込用紙に必要事項記載し、**個人情報公表に同意の上**で提出する。

※詳細や登録の変更は上島町役場総務課危機管理室へお問い合わせください。

・ 問い合わせ及び申出先

上島町役場 総務課危機管理室 TEL：0897-77-2500

### ③ 登録の注意点



#### 「登録の要件」(登録のためには要件を全て満たす必要があります)

- ・現在、所有者(管理者)が井戸水を生活用水等として使用し、今後も使い続ける予定があること。
- ・災害時に、井戸の水を町内の人々へ生活用水(雑用水)として提供ができること。
- ・町内に所在する汲上げ用資機材(ポンプやつるべ)が設置された井戸であること。
- ・井戸の所在地や所有者名(管理者名)などを上島町広報誌や上島町ホームページで公表できること。

#### 「登録後」(災害時に活用するために協力をお願いします)

- ・井戸と周辺は、動物等が近寄らないようにし、清潔な環境を整えましょう。
- ・ポンプやつるべ、井戸のフタなど、井戸に関係するものが破損していないか、点検を心がけましょう。ケガや、水の汚染の原因になります。
- ・定期的に井戸を使用するようにしましょう。長期間、井戸を使用していないと、井戸水が濁って汚れる可能性があります。

## ④ 災害時に「災害時協力井戸」を活用するにあたり



### 「所有者(管理者)のみなさまへ」

- ・災害時は、井戸の様子や周囲(自宅やお隣)の安全を確認した上で、可能な範囲内で、井戸水の提供を行ってください(無理はしないでください)。
- ・井戸水の提供の際には、特定の利用者に偏ることなく、公平な提供をお願いします。
- ・「飲料水」ではなく、「生活用水(雑用水)」として提供してください。

※井戸の水は、地震や大雨の際には、井戸の破損や雨水の侵入で水質が変動している可能性があります。目に見えない細菌などの混入は、目視では判別しかねますので安全保障ができません。

## 「利用者みなさまへ」

災害時協力井戸の井戸水の提供は、所有者(管理者)の善意で協力していただいています。提供は、義務ではありません。

下記の事項についてご了承の上で、ご利用ください。

- ・井戸水の提供は、災害時に水の供給が困難になった場合に限りです。
- ・利用時間は、所有者(管理者)の指示に従ってください。災害時に、井戸が破損したり、使用が困難になった時は、提供が中止になる場合があります。
- ・井戸水を入れる容器類は、各利用者で用意してください。
- ・井戸水は飲料水としては提供していません。トイレや洗濯用水等の生活用水(雑用水)として利用してください。

※井戸の水は、地震や大雨の際には、井戸の破損や雨水の侵入で水質が変化している可能性があります。

- ・井戸水の利用にあたり、所有者(管理者)の故意ではない事故や被害が生じた場合、所有者(管理者)に責任を問うことはできません。井戸水の利用は、各利用者の自己責任となります。